

群馬大学医学部附属病院長候補者選考基準

令和8年 9月16日

国立大学法人群馬大学長

群馬大学医学部附属病院は、大学の附属病院として、高度かつ先端医療を患者に提供するとともに、次代を担う医学生や医療技術学生等の臨床教育、新たな医療技術開発等に係る臨床等研究を行い、さらに群馬県の中核病院として、地域医療に貢献することもその使命としている。

このように多くの使命を有する中、同時に当院は、患者の権利に配慮し、患者の目線に立ち、患者の安全を第一とする高度な医療安全管理体制の確保を、なによりも優先し、改善・改革に継続的に取り組んでいかなければならない。

以上を踏まえ、当院での病院長候補者選考にあたっては、その選考基準を次のとおり示す。

なお、これら選考基準で示す資質・能力等の事項については、候補適任者推薦にあたって候補者選考会議に対し提出する各様式及び推薦された候補適任者として所信等を表明するため候補者選考会議に対し提出する様式に、必要事項をそれぞれ記載するものとする。

選考基準及び求められる資質・能力等

1. 医師免許を有し、かつ健康保険法第70条の2第1項を満たす者
具体的には、令和8年3月19日保医発第4号の厚生労働省通知「医療法等の一部を改正する法律の一部の施行等について（健康保険法関係）」における第1の要件による
2. 医療安全確保のために必要な資質・能力を有している者
具体的には医療安全管理業務の経験、患者安全を第一に考える姿勢及び指導力等
3. 病院の管理運営に必要な資質・能力を有している者
具体的には、当院または当院以外の病院での組織管理経験、高度な医療を司る特定機能病院の管理運営上必要な資質・能力等
4. これまで推進してきた医療の質の保証や医療安全に係る改善・改革を継続するために必要な資質・能力を有している者
具体的には、医療安全文化の醸成・充実や患者参加型医療の推進等について、評価・効率化・改良等も加えながら実行する姿勢と指導力等
5. 当院に求められる使命を遂行するために必要な資質・能力を有している者
具体的には、大学の附属病院としての使命である、診療・教育・研究の充実等はもとより、国立大学法人群馬大学の第4期中期目標に記載された医学部附属病院に関する次の目標を継続的かつ確実に推進する姿勢と指導力等

国立大学法人群馬大学第4期中期目標 抜粋

〔 世界の研究動向も踏まえ、最新の知見を生かし、質の高い医療を安全かつ安定的に提供することにより持続可能な地域医療体制の構築に寄与するとともに、医療分野を先導し、中核となって活躍できる医療人を養成する。〕

- ①高度かつ先端的な医療を提供する特定機能病院の管理者として、患者の権利に配慮し、医療安全を第一に考えた患者中心の質の高い医療を安定的に供給するとともに、医療安全の文化を広く発信する。
 - ②我が国の公共政策を踏まえ、群馬県の中核病院として群馬県と連携し持続可能な地域医療体制の構築に寄与する。
 - ③地域特性に根差し、かつ国際社会に貢献しうる医師及び医学研究者等の養成を行うとともに、未承認医療機器や保険未収載機器等の臨床試験を推進するなど先端的な医療分野を先導し、地域の中核となって活躍できる医療人を養成する。
6. 群馬県の中核病院として、地域医療に貢献するために必要な資質・能力を有している者
具体的には、群馬県や群馬県医師会等とも連携し、地域の中核病院として県域全体の医療に貢献すること等について、継続的かつ確実に推進する姿勢と指導力等

以上